

委 託 契 約 書 (案)

委託業務の名称 公立大学法人福島県立医科大学附属病院
患者サポートセンター医事業務

委 託 期 間 自 令和7年 4月 1日
至 令和8年 3月31日

委 託 料 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

上記の委託業務について、公立大学法人福島県立医科大学（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、甲の附属病院患者サポートセンター医事業務（以下「委託業務」とい
う。）を乙に委託する。

(委託業務の内容)

第2条 乙は、別紙「公立大学法人福島県立医科大学附属病院患者サポートセンター医
事業務仕様書」により委託業務を行うものとする。

(委託料の支払い)

第3条 乙は、当該月の委託事業が完了し、その報告をした後に委託料の請求をするもの
とする。

2 委託料は、月額 円とする。（うち消費税及び地方消費税の額
金 円)

3 甲は、第1項の適正な請求書を受領したときは、当該月分を翌月末日までに支払うも
のとする。

(従事場所)

第4条 乙は、甲の指定する病院内の場所において、委託業務に従事しなければならない。

(必要経費の負担)

第5条 甲は、委託業務の実施に必要な光熱水費、消耗品及び図書等に要する経費を負担
するものとする。

2 甲は、乙が委託業務を実施するために必要と認める範囲の施設及び備品類を乙に無償
で使用させるものとする。

(総括責任者及び副総括責任者の配置)

第6条 乙は、委託業務を円滑に履行するため、総括責任者及び副総括責任者（以下、

「総括責任者等」と言う。)を配置し、その業務の遂行の指導監督にあたらせるものとする。

2 乙は、総括責任者等を配置または変更しようとするときは、業務遂行上適任者であると判断した上で、名簿を甲に報告するものとする。

3 甲は、総括責任者等が不適任と認めるときは、乙に協議の上変更できるものとする。
(秘密の保持)

第7条 乙は、委託業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らし、または盗用してはならない。委託期間終了後及び契約解除後も同様とする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(乙の報告義務)

第9条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。この場合には措置後速やかに甲に報告するものとする。

2 前項の取扱いは、甲または第三者に不利益を与える事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときも同じとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。

(損害賠償)

第11条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の実施に関し甲または第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、賠償責任保険に加入するものとし、保険契約を締結したときは、その証券の写しを直ちに甲に提出しなければならない。

(調査等)

第12条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対し委託業務について報告を求め、または調査し、業務の実施について必要な指示をすることができる。

(契約変更)

第13条 業務の種類又は業務量に著しい変動が生じた場合には、甲乙協議のうえ契約の変更を行うことができるものとする。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約の全部または一部を解除することができる。

一 乙がこの契約の条項に違反したとき。

二 乙の委託業務の実施が著しく不相当であるとき。

三 乙から、乙の都合により契約解除の申し出があったとき。

四 乙が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

2 乙は、前項第3号により契約を解除しようとするときは、その3ヶ月前に甲に対してその旨を通知しなくてはならない。

3 甲は、第1項により契約を解除したときは、業務完了部分について検査し、完了を確認した部分に相当する委託料を乙に支払わなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、違約金として契約金額または契約の解除部分相当額の10分の1の額を、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

一 前条第1項によりこの契約の全部または一部を解除された場合。

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（乙の解除権）

第16条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって委託業務を継続し、または完了することができなくなったときは、契約を解除することができる。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲に賠償を求めることができる。

（談合による損害賠償）

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第14条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

ただし、上記（1）または（2）のうち命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売にあたる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（違約金等の相殺）

第18条 この契約に基づく違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを甲の検査に合格した既納部分の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる

債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、または参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して、質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、または調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部または一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(紛争の解決方法)

第19条 この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を直轄裁判所とする。

(院内感染防止と職業感染防止)

第20条 乙は、委託業務を行うに当たって、院内感染防止及び職業感染防止のため次のことに努めなければならない。

- 一 契約業務開始以降、毎年1回の胸部レントゲン撮影を実施し、異常無しと確認された者を配属するものとする。
- 二 患者と直接接触する職種の必須事項（ウィルス感染症院内感染予防対策）として、次のことを実施した者を配属すること。

(1) 麻疹・水痘・風疹・流行性耳下腺炎の罹患歴、ワクチン接種歴確認

(2) 流行時期前のインフルエンザワクチン接種

- 三 患者の血液や体液に触れる、あるいは医療機器や医療廃棄物を扱う職種の必須事項（針刺し・切創等血液汚染事故による院内感染予防対策）として、B型肝炎ワクチン接種を実施した者を配属すること。

(疑義の決定)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ双方各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに

甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を
書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情
報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなら
ない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えた
ときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の
全部又は一部を解除することができる。